

みんなで 地域医療を守ろう!!

～地域医療理解推進事業～

河原井拓也

地域における医師不足問題

- ◆ 日本は国際的にも医師が少ない。
- ◆ 人口の高齢化、医師の高齢化。
- ◆ 新臨床研修制度(2004年)・医師の偏在。
- ◆ 過酷な労働環境、訴訟問題。
- ◆ 行政・地域住民の医療現場への不理解(コンビニ診療等)

上記以外にも医師不足の原因は数多くある。

人口千人当たり臨床医師数の国際比較(OECD加盟国) 2008年

日本は下から4番目平均を下回っている

医師がいなくなる!

- ◆ 病院勤務医は、過労死認定基準を超えるような長時間労働に耐え、昼夜を問わず献身的に診療に携わっており、中には過労死・過労自死してしまう医師もいる。
- ◆ 命に係る仕事をしているため訴えられてしまうことが多い。(小児科医・産科医など比較的多いとされている)
- ◆ 夜間救急搬送の際に、専門外の症状で全力を尽くし診療したとしてもクレーム、訴えられることがある。(モンスターペインシェンツ問題)
- ◆ 住民・自治体に医療現場の過酷な現状について理解が得られず、医師が病院を辞めてしまい地域内で医療行為を受けられなくなったという例も全国的に存在する。

勤務医労働時間(週)

千葉県銚子市立総合病院の例

医師不足による患者の激減で悪化した経営を再建していた銚子立総合病院の院長が任期1年9カ月を残して退職届を出した。

「懸命に努力し、頑張ってきたが精神的にも疲れ、燃え尽きた」との理由であった。

医師確保に奔走していたが、市議会の一般質問で「市民の健康を守れない病院長は無能だ」等の批判を受け悩んでいたという。

毎日新聞2009年3月20日より

京都府舞鶴市民病院の例

2003年当時には舞鶴市民病院は全国有数の一般内科研修を行っていた病院であるが、2004年にその研修制度の中心となった副病院長の退職を機に内科医が大量退職した。

市長から副院長に対し医師の感情に配慮しない行動や発言があったことが理由の一つとされている。

2006年7月には医師不在の病院に、1時期は2人の入院患者に91人の看護師や事務職が存在するという異常事態にも追い込まれた。

伊関友伸教授 地域医療再生への処方箋より

地域医療崩壊の危機！？

- ◆ 医師、看護師等医療従事者減ると病院は十分な医療行為ができなくなる。
- ◆ 十分な医療行為が出来なければ収益が上がらず病院の収支は大赤字。
- ◆ 経営破たん追い込まれ病院が閉鎖される可能性が。

結果

・住民にとってより安定した医療を受けることができなくなる。

医療従事者と患者(住民)の溝



医師側

- ・健康は自分で守るもの。
- ・自分も一緒に治すという気持ち。
- ・医療は本質的に不確実。
- ・敬意や感謝の気持ちがほしい。
- ・患者との信頼関係。
- ・物を買うのと治療を受けるのは違う。



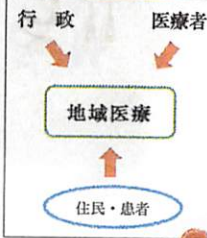
患者(住民)側

- ・24時間対応してほしい。
- ・最高水準の医療。
- ・すぐ治してほしい。
- ・待ち時間は短く。
- ・医療費は安く。
- ・懇切丁寧な説明。
- ・患者は客である。

地域医療を守るためには

- ◆ 自治体・住民は、医療従事者が住民の命と健康を守る地域医療の担い手であることを再認識する。
- ◆ 各自治体の首長、議員も地域の医療機関が抱える現状について把握する。
- ◆ 利用する住民と提供する医療従事者側で相互理解を深める。
- ◆ 医師が勤務したくなるような地域を目指す。

連携イメージ



まずは行政、住民、医療従事者とで相互理解を深めることが地域医療を守る為に必要な要因のひとつではないかと考える。

地域医療理解推進事業の提案

主な事業の内容として

地域医療理解推進検討会の設立

- ◆ 各都道府県、市町村単位の自治体に設置
行政が主体で地域医療の理解を進めるための機関、医療従事者と住民との懸け橋となる機関。
- ◆ 構成員は、行政、医療従事者、住民、自治会、首長、議員、各団体代表者等。
(各地域毎で、地域医療の状況に応じた条例等を制定することができる。)
- ◆ 地域医療のあり方を考える「地域医療住民フォーラム」の定期的開催。
- ◆ 病院が住民の中に出かけ相互理解を深める「出前講座」の開催 (ミニ健康講座・座談会等)
- ◆ 行政、住民(学生含む)等が病院に入り医師に追従し夜間診療など医療の現状を体験する。
(医療現場体験セミナー)の開催
- ◆ 住民による受付から科目病棟まで患者を案内するボランティア活動 また院内作品展など。



宮崎県延岡市の地域医療を守る条例

医師数の減少による県立延岡病院の存続の危機に対し市内の団体が中心となり「宮崎県北の地域医療を守る会」を結成した。

平成21年9月に市町村では全国初となる、「延岡市の地域医療を守る条例」が制定された。

条例では市民に対し主に以下の事を求めている

- ◆かかりつけ医を持つようにつとめる事
- ◆診療時間内にかかりつけ医を受診し、安易な夜間及び休日の受診を控えるようつとめる事
- ◆医師などの医療の担い手が市民の命と健康を守る立場にあることを理解し、信頼と感謝の気持ちをもって受診する事

全国的にも地域の住民や団体により、地域の医療の現状を理解し、守っていくために「地域医療を考える会」等が立ち上げられている。

波及効果として

◆相互理解による患者、医療従事者の互いの立場への配慮、思いやりの芽生え。



◆患者側の知識向上による、コンビニ診療等の軽減に伴う医師の負担減。



◆医師が働きやすくなることで集まりやすい地域になる。



医療体制の充実により高度かつ専門的な治療行為が受けることができる。

安心して暮らせる地域になる。